

公益財団法人盛岡観光コンベンション協会役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人盛岡観光コンベンション協会（以下「この法人」という。）の定款第13条及び第28条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、毎年6月及び12月に、役員賞与を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬等の額は別表第1「常勤役員の報酬等」のとおりとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融指定口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

(交通費)

第7条 役員及び評議員には、その交通の実態に応じ、交通費を支給する

(費用)

第8条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 この法人の非常勤役員及び評議員の費用の額は別表第2「非常勤役員及び評議員の費用」のとおりとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人盛岡観光コンベンション協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

別表第1 常勤役員の報酬等

- ・常勤役員 年額400万円までの範囲内

別表第2 非常勤役員及び評議員の費用

- ・非常勤役員 理事会出席等の都度、費用として1人一律3千円までの範囲
- ・評議員 評議員会出席の都度、費用として1人一律3千円までの範囲